

# 市 会 議 案

令和元年11月定例会（令和元年11月20日提出）

名 古 屋 市



# 目 次

令和元年第43号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	1頁
令和元年第44号議案	名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例の一部改正について……………	15頁
令和元年第45号議案	名古屋市屋外広告物条例の一部改正について……………	17頁
令和元年第46号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関す る条例の一部改正について……………	21頁
令和元年第49号議案	契約の締結について……………	27頁
令和元年第50号議案	契約の締結について……………	29頁
令和元年第51号議案	土地の無償貸付について……………	33頁
令和元年第52号議案	指定管理者の指定について……………	37頁
令和元年第53号議案	指定管理者の指定について……………	41頁
令和元年第54号議案	指定管理者の指定について……………	43頁
令和元年第55号議案	指定管理者の指定について……………	45頁
令和元年第56号議案	指定管理者の指定について……………	49頁
令和元年第57号議案	指定管理者の指定について……………	51頁
令和元年第58号議案	損害賠償の額の決定について……………	53頁
令和元年第59号議案	当せん金付証票の発売について……………	55頁



職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の925」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975」に、「1,000分の1,125」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」に、「1,000分の975」を「6月に支給する場合においては1,000分の975、12月に支給する場合においては1,000分の1,025」に改める。

第20条の4第1項第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合には1,000分の925、12月に支給する場合には1,000分の975」を「支給する時期ごとの割合は、100分の95」に、「6月に支給する場合には1,000分の1,125、12月に支給する場合には1,000分の1,175」を「100分の115」に、「6月に支給する場合には1,000分の975、12月に支給する場合には1,000分の1,025」を「100分の100」に改める。

(職員分限条例の一部改正)

第3条 職員分限条例(昭和26年名古屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「しんしゃく」を「しん酌」に、「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(職員退職手当条例の一部改正)

第4条 職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第20条の2第3項並びに第20条の4第1項第3号及び第4号の改正規定を除く。)の規定、第3条中職員分限条例第8条の改正規定(「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める部分に限る。)及び第4条の規定は令和元年12月14日から、第2条並びに附則第6項及び第8項の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第20条の2第3項の規定、附則第5項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定及び附則第7項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。）の規定は、令和元年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の給与条例、附則第5項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は附則第7項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後給与条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「支給する時期ごとに1,000分の1,675」を「6月に支給する場合には1,000分の1,675、12月に支給する場合には1,000分の1,725」に改める。

6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には1,000分の1,675、12月に支給する場合には1,000分の1,725」を「100分の170」に改める。

（特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正）

7 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第20条第3項中「」の次に「支給する時期ごとの割合

は、」を加え、「1,000分の1,675」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,725」に改める。

8 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,725」を「100分の170」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定等を行う必要があるによる。



(参考 1)

新 旧 対 照 (  $\frac{\text{改 正 案}}{\text{改 正 案 前}}$  )

1 職員の給与に関する条例 (抜すい (第1条に係る部分に限る。))

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下これらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内

に退職し\_\_\_\_\_、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により

\_\_\_\_\_、又は死亡した職員 (第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市

失職し  
長が定める職員を除く。) についても、同様とする。

2 }  
5 } (略)  
4 }

5 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し\_\_\_\_\_、若しくは

\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあっては、退職し\_\_\_\_\_、又は死亡

失職し\_\_\_\_\_、若しくは失職し  
した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 }  
7 } (略)

(勤勉手当)

第20条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。これらの

基準日前1箇月以内に退職し\_\_\_\_\_、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条

\_\_\_\_、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 (略)

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乗じる\_\_\_\_割合は、6月に支給する時期ごとの\_\_\_\_、12月に支給する場合には\_\_\_\_、1,000分の925

\_\_\_\_、1,000分の975 (特定管理職員にあっては\_\_\_\_6月に支給する場合には\_\_\_\_

\_\_\_\_、12月に支給する場合には\_\_\_\_1,000分の1,125、指定

職給料表の適用を受ける職員にあっては\_\_\_\_6月に支給する場合には\_\_\_\_

\_\_\_\_、12月に支給する場合には\_\_\_\_1,000分の1,025) とす

る。

4 }  
5 } (略)  
6 }

(期末手当等の支給制限)

第20条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、第20条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4

項の規定により失職した職員\_\_\_\_(法第16条第1号に該当して失職した職員を

\_\_\_\_除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した

日から当該支給日の前日までの間に $\frac{\text{禁錮}}{\text{禁錮}}$ 以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し $\frac{\text{禁錮}}{\text{禁錮}}$ 以上の刑に処せられたもの

2 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

2 }  
5 } (略)  
6 }

7 第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは、又は死亡し法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長の定める職員については、この限りでない。

8 }  
9 } (略)

2 職員の給与に関する条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

(勤勉手当)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乗じる $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{\text{支給する時期ごとの}}$ 割合は、 $\frac{100}{6}$ 分に

の95

支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては

$$\frac{\text{1,000分の975}}{\text{1,000分の975}} \text{ (特定管理職員にあっては } \frac{\text{100分の115}}{\text{6月に支給する場合においては}} \text{ )}$$

$$\frac{\text{1,000分の1,125}}{\text{1,000分の1,125}} \text{、12月に支給する場合においては } \frac{\text{1,000分の1,175}}{\text{1,000分の1,175}} \text{、指定}$$

$$\text{職給料表の適用を受ける職員にあっては } \frac{\text{100分の100}}{\text{6月に支給する場合においては}}$$

$$\frac{\text{1,000分の975}}{\text{1,000分の975}} \text{、12月に支給する場合においては } \frac{\text{1,000分の1,025}}{\text{1,000分の1,025}} \text{ ) とす}$$
 る。

4 }  
 5 } (略)  
 6 }

### 3 職員分限条例 (抜すい)

(失職の例外)

第8条 任命権者が情状により特に  $\frac{\text{しん酌}}{\text{しんしゃく}}$  すべきものと認定した事  
 実を原因として、法第16条  $\frac{\text{第1号}}{\text{第2号}}$  の規定に該当するに至った職員のうち、そ  
 の罪が過失によるものであって、 $\frac{\text{かつ}}{\text{且つ}}$  刑の執行を猶予された者は、当該猶  
 予を取り消されない限り、その職を失わない。

### 4 職員退職手当条例 (抜すい)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係  
 る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したと  
 きは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した  
 者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職を  
 した者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該

非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 \_\_\_\_\_  
(同法第16条第1号に該当

\_\_\_\_\_又はこれに準ずる退職をした者  
する場合を除く。)

2 }  
3 } (略)

5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第5項に係る部分に限る。））

(給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職員（）」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「100分の

70」とあるのは「100分の70、特定任期付職員にあっては $\frac{6}{12}$ 月に支給する場  
合においては $\frac{1,000}{1,675}$ 、12月に支給する場合には1,000分の  
 $\frac{1,725}{1,000}$ 」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職  
員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期  
付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職  
員条例」とする。

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第  
6項に係る部分に限る。））

（給与条例の適用除外等）

第6条（略）

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の  
2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用について  
は、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付  
職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以  
下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害  
派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣  
手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び  
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に  
定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料  
表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又  
は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員  
を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職  
員（）」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「100分の  
70」とあるのは「100分の70、特定任期付職員にあっては $\frac{100}{170}$ 月に支給する場

合においては、1,000分の1,675、12月に支給する場合には、1,000分の  
———」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職  
員1,725」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期  
付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職  
員条例」とする。

7 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第7項に係る部分  
に限る。））

（手当）

第3条（略）

2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1  
号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号  
までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の  
適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。）に対する期末  
手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中  
「支給する時期ごとの割合は、100分の130」とあるのは「割合は、6月に

支給する場合には、1,000分の1,675、12月に支給する場合には

1,000分の1,725」と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及  
び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるの  
は「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗  
じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み  
替えるものとする。

3 }  
4 } (略)

8 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第8項に係る部分





(参考 2)

参 照 条 文

地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜すい 新旧対照  $\left( \begin{array}{l} \text{改正} \\ \text{改正} \end{array} \right)$   
後  
前

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

\_\_\_\_\_  
(1) 成年被後見人又は被保佐人

$\left. \begin{array}{l} \text{(1)} \\ \text{(2)} \\ \text{(3)} \\ \text{(4)} \\ \text{(5)} \end{array} \right\}$

(2)

(3)

(4)

(5)

(略)



令和元年第44号議案

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に  
関する条例の一部改正について

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例  
の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に  
関する条例の一部を改正する条例

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例  
(昭和61年名古屋市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条中「13人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月19日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、農地利用最適化推進委員の定数を定める必要がある  
による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に  
関する条例 (抜すい)

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、 $\frac{12人}{13人}$ とする。

令和元年第45号議案

名古屋市屋外広告物条例の一部改正について

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項中第1号の2を第1号の3とし、第1号の次に次の1号を加える。

(1) の2 国又は地方公共団体が公益上必要と認めて表示し、又は設置するもの

第7条第4項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「国若しくは地方公共団体又は」を削る。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、屋外広告物等の許可に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 ( 改正案 / 現 行 )

名古屋市屋外広告物条例 (抜すい)

(適用除外)

第7条 次  
次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び第6条の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

(1) (略)

(1) の 2 国又は地方公共団体が公益上必要と認めて表示し、又は設置する

もの

(1) の 3  
(1) の 2 (略)

(2) }  
(5) } (略)  
(7) }

2 }  
3 } (略)

4 次  
次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

(1) 国若しくは地方公共団体又は公共的な団体で規則で定めるものが表示し、又は設置するもので市長が公益上必要と認めるもの

(2) (略)

5 } (略)  
6 }



令和元年第46号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大高瀬木南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大高瀬木南地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---------------	----------------------------------------------------------------

別表第2 太閤地区整備計画区域の項中

西地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	容積率の最	10分の7

低限度	
建ぺい率の 最高限度	10分の6
敷地面積の 最低限度	500平方メートル
壁面の位置 の制限	<p>1 外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は3メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内であること。</p> <p>2 外壁等の面から地区施設（通り抜け通路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。</p>
高さの最高 限度	建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離（高さが15メートルを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたもの）に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値
東第1地区 用途の制限	<p>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2 カラオケボックスその他これに類するもの</p>
建ぺい率の 最高限度	10分の6
敷地面積の	500平方メートル

を

最低限度	
壁面の位置 の制限	外壁等の面から都市計画道路 3・3・14 椿町線の 中心線までの距離は18メートル以上であること。

西第1地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	容積率の最低限度	10分の7
	建蔽率の最高限度	10分の6
	敷地面積の最低限度	500 平方メートル
	壁面の位置 の制限	1 外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は3メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 (2) 軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内であること。 2 外壁等の面から地区施設（通り抜け通路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。
	高さの最高 限度	建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離（高さが15メートルを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに相当す

に改め、

		る距離を加えたもの)に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値
東第1地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建蔽率の最高限度	10分の6
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
東第3地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、都市計画道路3・3・14椿町線から30メートル以内の地域については、10分の8とする。
	敷地面積の最低限度	130平方メートル
	高さの最高限度	20メートル

同表名西二丁目地区整備計画区域の項中

1 外壁等の面から都市計画道路3・5・106北押切堀端線の境界線及び地区施設(区画道路に限る。)の境界線までの距離は3メートル以上であることを。

を

1 外壁等の面から名古屋市道名西二丁目第1号線の境界線及び地区施設(区画道路に限る。)の境界線までの距離は3メートル以上であることを(名

に改め、同表に次のよ

古屋市道名西二丁目第1号線以北の地域に限  
る。)

うに加える。

大高瀬木 南地区整 備計画区 域	全域	敷地面積の 最低限度	130 平方メートル
		壁面の位置 の制限	外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの 距離は0.5メートル以上であること。ただし、それ ぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物 の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、こ の限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下 であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さ が2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5 平方メートル以内であること。
		緑化率の最 低限度	10分の1

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出したのは、大高瀬木南地区整備計画区域内における建築物の制  
限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。



契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和元年11月20日提出

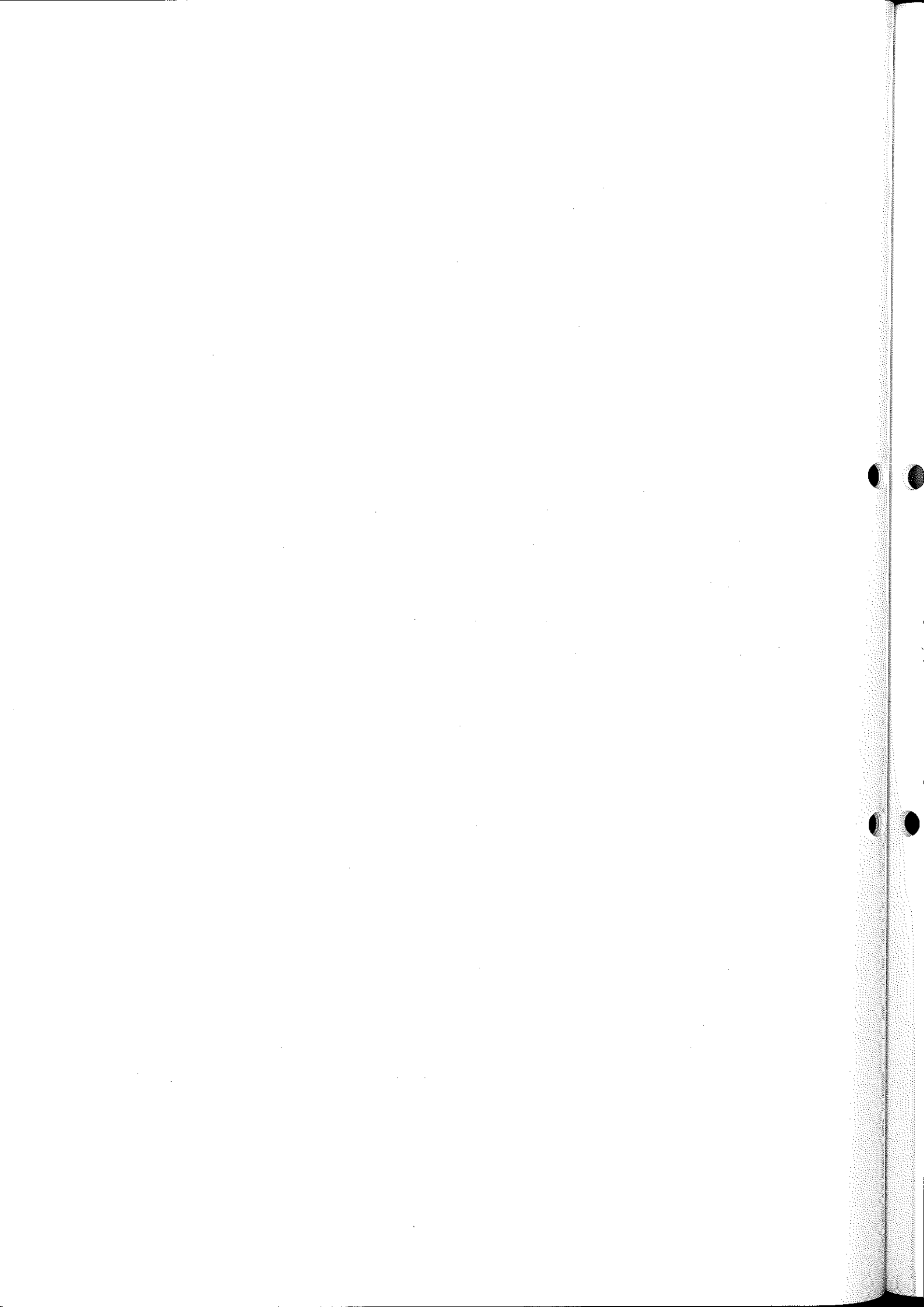
名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 上志段味小学校新築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市守山区大字上志段味字大塚地内
- 3 契約の内容 耐火構造3階建（一部2階建）1棟・その他  
延面積 7,498.99平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,842,500,000円
- 6 契約の相手方 鴻池・水野特別共同企業体  
代表者 名古屋市中区錦二丁目19番1号  
株式会社鴻池組名古屋支店  
常務執行役員支店長 杉 澤 和 男  
名古屋市千種区徳川山町1丁目12番30号  
水野建設株式会社  
代表取締役 野 澤 均
- 7 完成予定期日 令和3年2月19日

（理 由）

この案を提出したのは、上志段味小学校の新築工事を施行する必要があるによる。





契約の締結について

下記要項により、整備等事業契約を締結するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- |   |        |                                                                                                                                                                   |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 柳原公営住宅の設計、建設及び入居者移転支援                                                                                                                                             |
| 2 | 施行場所   | 名古屋市北区柳原三丁目地内                                                                                                                                                     |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札                                                                                                                                                            |
| 4 | 契約金額   | 699,930,000円                                                                                                                                                      |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号<br>株式会社日東建設<br>代表取締役 柏 木 博 喜<br>名古屋市中区平和一丁目15番30号<br>株式会社市川三千男建築設計事務所<br>代表取締役 市 川 三 千 男<br>名古屋市北区城見通2丁目10番地の1<br>株式会社ニッショー<br>代表取締役 加 治 佐 健 二 |
| 6 | 契約期間   | 契約締結の日から令和4年8月31日まで                                                                                                                                               |

(理 由)

この案を提出したのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより柳原公営住宅の整備等事業を施行する必要があるによる。

(参 考)

## 参 照 条 文

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）抜すい

（実施方針）

第5条（略）

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(1) }  
5 } (略)  
(4) }

- (5) 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(6) }  
(7) } (略)

3 }  
4 } (略)

（地方公共団体の議会の議決）

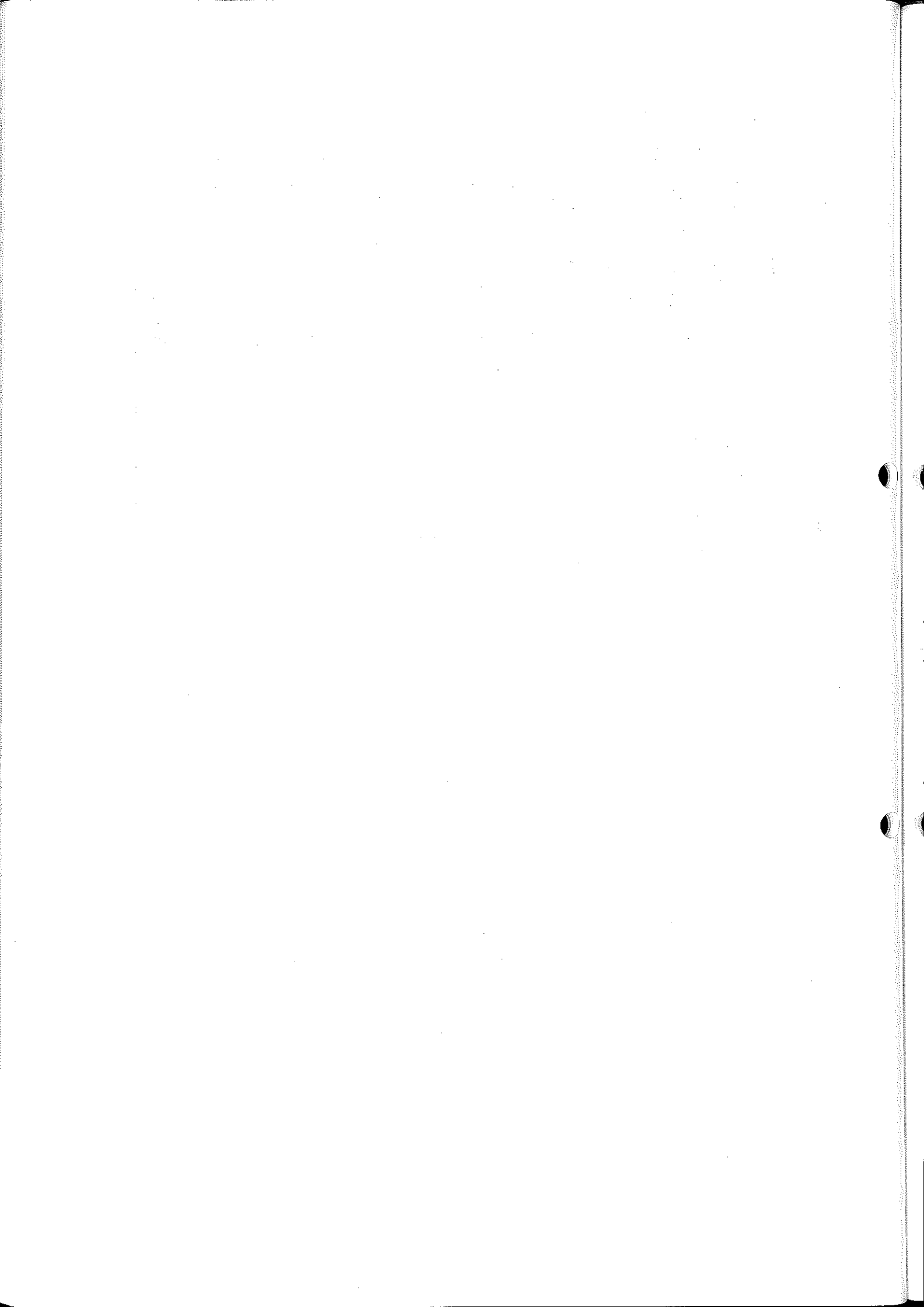
第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

- 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）抜すい

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	(略)	



土地の無償貸付について

下記のとおり、土地を無償で貸し付けるものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- |              |                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 貸付けの目的     | 柳原公営住宅の建設                                                                                                                                                            |
| 2 貸し付ける土地の概要 | 名古屋市北区柳原三丁目 605 番始め 2 筆<br>宅地 1,613.61平方メートル                                                                                                                         |
| 3 貸付けの相手方    | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号<br>株式会社日東建設<br>代表取締役 柏 木 博 喜<br>名古屋市中区平和一丁目15番30号<br>株式会社市川三千男建築設計事務所<br>代表取締役 市 川 三 千 男<br>名古屋市北区域見通 2 丁目10番地の 1<br>株式会社ニッショー<br>代表取締役 加 治 佐 健 二 |
| 4 貸付期間       | 柳原公営住宅の整備等事業契約に定める契約期間のうち、同契約の締結の日から同住宅の所有権移転及び引渡しの日までの間                                                                                                             |

(理 由)

この案を提出したのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより柳原公営住宅の整備等事業を施行するため、土地を無償で貸し付ける

必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）抜すい

（国有財産の無償使用等）

第71条（略）

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

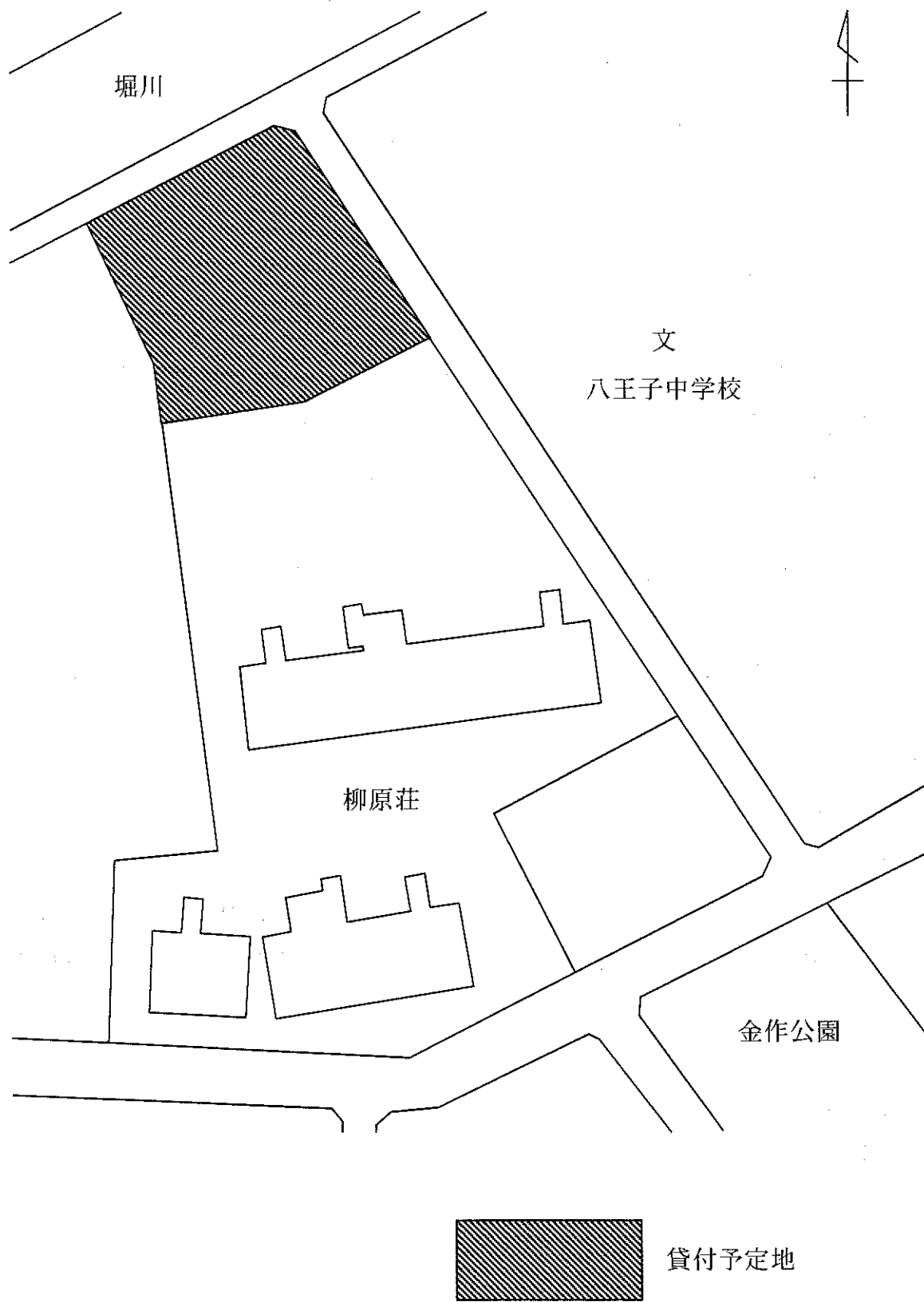
(1) }  
  } (略)  
(5) }

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) }  
  } (略)  
(15) }

（第2項 略）

(参考 2)





指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市都福社会館	名古屋市千種区西崎町 2丁目 4番地の 1 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会 会長 小 崎 恵 子
名古屋市高岳福社会館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会 会長 中 野 幸 夫
名古屋市上飯田福社会館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者 神 野 英 之
名古屋市天神山福社会館	名古屋市西区花の木二丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会長 堀 場 光 二
名古屋市名楽福社会館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長 後 藤 弘 康
名古屋市前津福社会館	名古屋市中区上前津二丁目12番23号

	前津なかよしコンソーシアム 代表者 水谷 巍
名古屋市八事福祉会館	名古屋市昭和区御器所三丁目18番1号 社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会 会長 大畑 領 治
名古屋市瑞穂福祉会館	名古屋市瑞穂区佐渡町3丁目18番地 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会 会長 浅井 慶 弐
名古屋市熱田福祉会館	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会 会長 山 寄 梅 治
名古屋市中川福祉会館	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム 代表者 小島 千 春
名古屋市港福祉会館	名古屋市港区港楽二丁目6番32号 港区社協・名古屋おやこコンソーシアム 代表者 松岡 克 巳
名古屋市笠寺福祉会館	名古屋市南区前浜通3丁目10番地 社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 会長 相原 邑 子
名古屋市守山福祉会館	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会 会長 加藤 章 一
名古屋市緑福祉会館	名古屋市緑区鳴子町1丁目7番地の1 こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者 尾藤 宗 男
名古屋市名東福祉会館	名古屋市名東区上社一丁目802番地 名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム

	代表者 小 崎 豊
名古屋市天白福祉会館	名古屋市天白区原一丁目 301番地 たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議 会コンソーシアム 代表者 原 宏

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

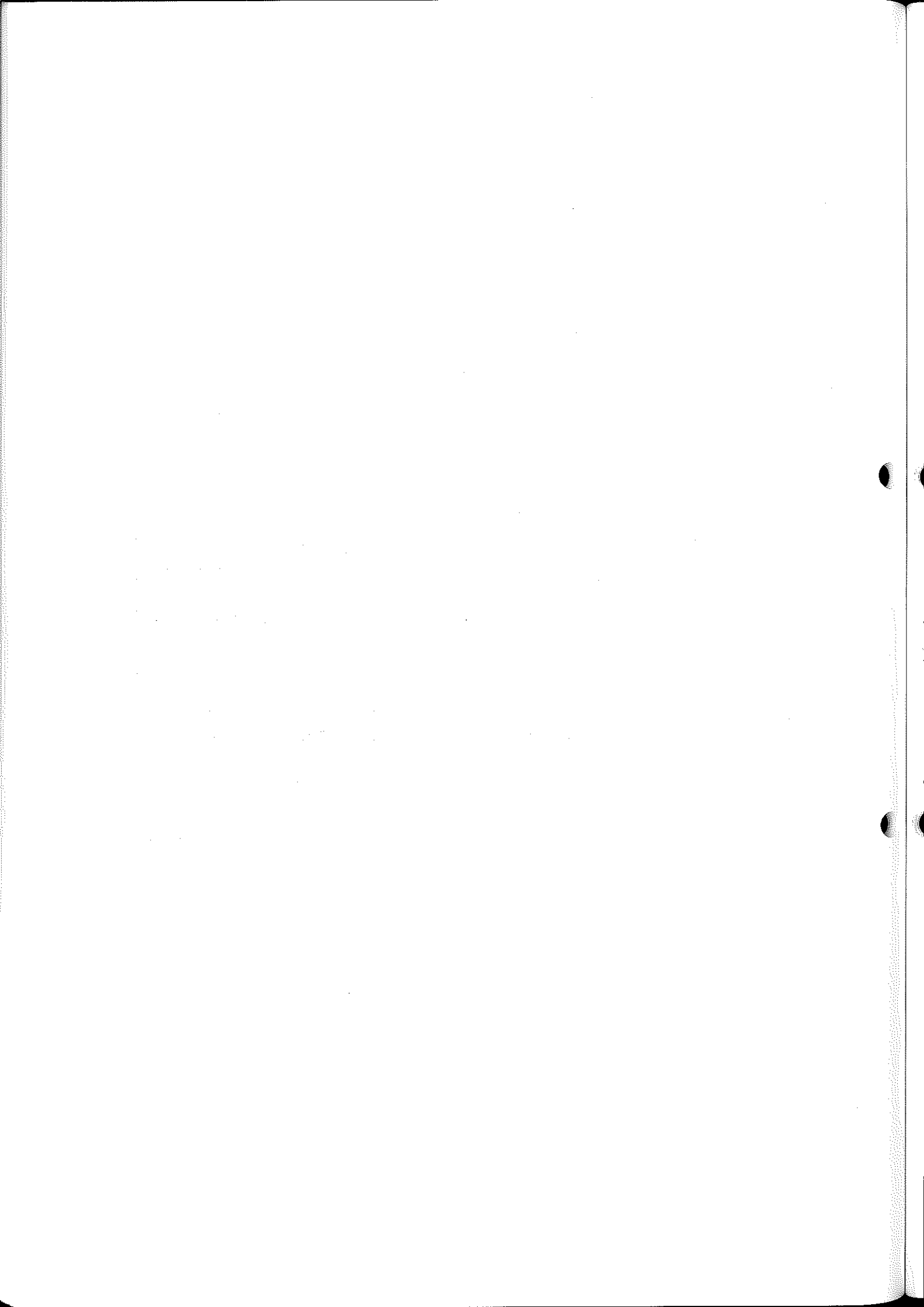
1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市老人いこいの家	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム 代表者 小島千春

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



令和元年第54号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市笹島寮	名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長 坂 本 巧

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。





指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市白金児童館	名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号 こころん・ふりあんコンソーシアム 代表者 大 畑 領 治
名古屋市高岳児童館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会 会長 中 野 幸 夫
名古屋市前津児童館	名古屋市中区上前津二丁目12番23号 前津なかよしコンソーシアム 代表者 水 谷 巍
名古屋市上飯田児童館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソ ーシアム 代表者 神 野 英 之
名古屋市守山児童館	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会 会長 加 藤 章 一

名古屋市瑞穂児童館	名古屋市瑞穂区佐渡町 3丁目18番地 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会 会長 浅井 慶 弑
名古屋市港児童館	名古屋市港区港楽二丁目 6番32号 港区社協・名古屋おやこコンソーシアム 代表者 松岡 克 巳
名古屋市中村児童館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長 後藤 弘 康
名古屋市緑児童館	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1 こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コン ソーシアム 代表者 尾藤 宗 男
名古屋市千種児童館	名古屋市千種区西崎町 2丁目 4番地の 1 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会 会長 小崎 惠 子
名古屋市中川児童館	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシア ム 代表者 小島 千 春
名古屋市名東児童館	名古屋市名東区上社一丁目 802番地 名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム 代表者 小崎 豊
名古屋市天白児童館	名古屋市天白区原一丁目 301番地 たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議 会コンソーシアム 代表者 原 宏
名古屋市西児童館	名古屋市西区花の木二丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会長 堀場 光 二

名古屋市熱田児童館	名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会 会長 山 寄 梅 治
名古屋市南児童館	名古屋市南区前浜通 3丁目10番地 社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 会長 相 原 邑 子

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市東生涯学習センター	さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久

名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村幸久
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村幸久
名古屋市守山生涯学習センター	愛知県豊田市錦町1丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原幹也

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和元年第57号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

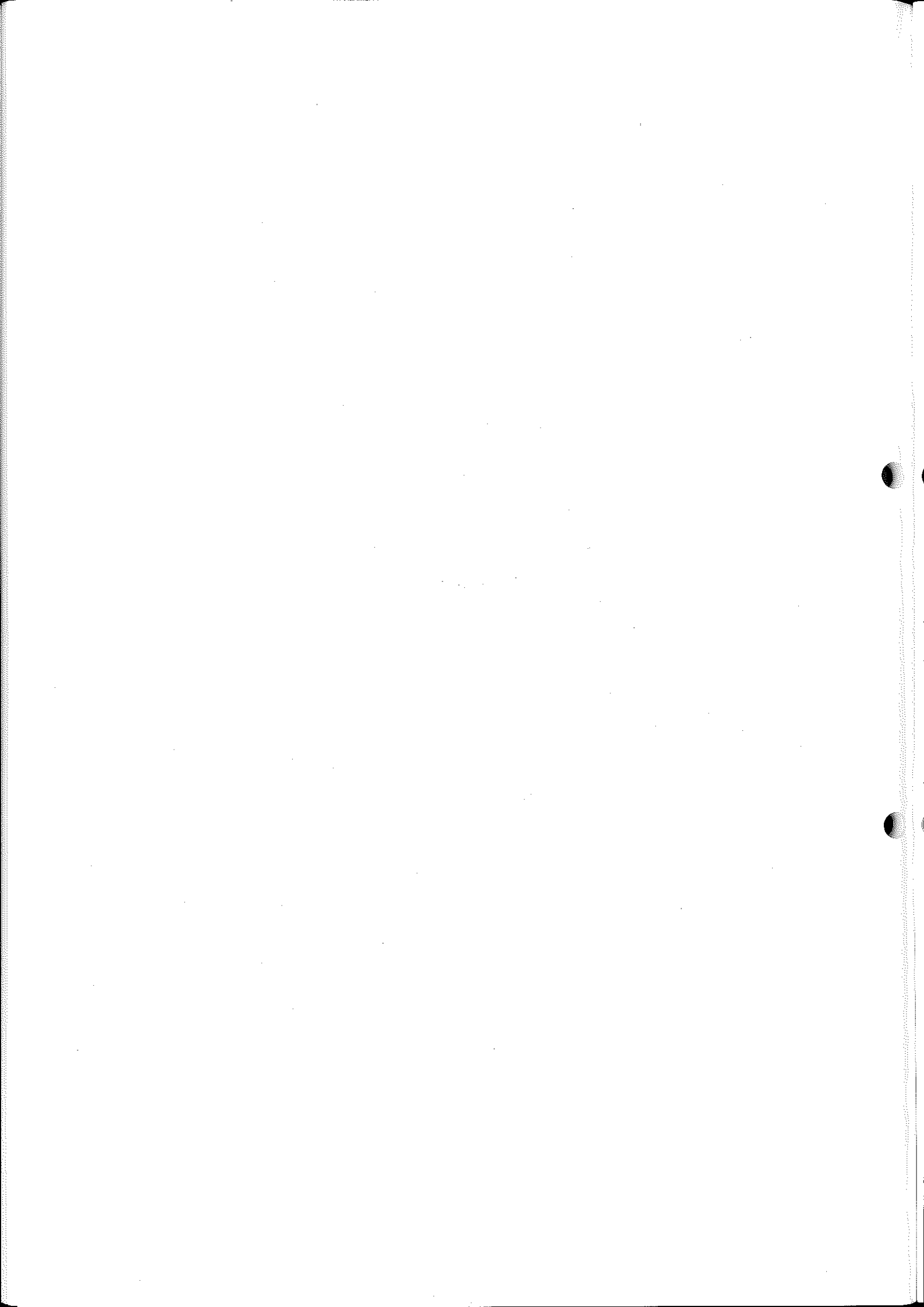
1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
東山公園テニスコート	大阪市中央区北浜四丁目1番23号 東山の森3Mパートナーズ 代表者 水野明人
中村公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)	名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩間紀久裕

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。





損害賠償の額の決定について

平成28年 5月24日、名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1所在の名古屋市立西部医療センターにおいて、名古屋市西区江向町 3丁目46番地の 2の都築知子（事故当時65年）が死亡した事件に関し、当該被害者の夫都築相文こと都相文並びに子都築秀和及び都築寛和に対する損害賠償の額を金15,000,000円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立西部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成28年 5月18日及び同月19日、都築知子は、名古屋市立西部医療センター産婦人科において、一時的に意識を失った際に、既往歴のある肺血栓塞栓症を疑われず、採るべき処置が行われなかったところ、同傷病により、同月24日死亡したものである。

この事故について、平成31年 3月 5日名古屋簡易裁判所に対し本市を相手方として、損害賠償請求の調停の申立てがなされ、同裁判所の指示により、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項	目	金	額
---	---	---	---

慰 謝 料	15,000,000円
-------	-------------

令和元年第59号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）により、令和2年度において当せん金付証券を下記のとおり発売するものとする。

令和元年11月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 発 売 総 額 300 億円以内

（理 由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証券を発売する必要があるによる。



